

一刻も早く患者を救うために

ドクターヘリの運航

千葉県では、昨年10月からドクターヘリの運航事業を開始しました。ドクターヘリとは、救命救急センターなどの救急医療用機器を装備したヘリコプターです。医療機関・消防機関などの要請により、速やかに医師・看護師などの医療スタッフがヘリコプターに搭乗し、患者さんに医療処置を行いながら、救命救急センターへ搬送するものです。ただし、個人からの要請は受けることはできません。

成田市では成田空港、中台運動公園、押畑多目的広場、竜台利根川河川敷などが、臨時ヘリポートとして緊急時に使用されます。

このドクターヘリの離着陸の際に、臨時ヘリポートの安全を確保するため、消防自動車が出動し、また、交通事故などのけが人・急病人を迅速に救出する場合には、消防自動車と救急車がサイレンを鳴らし出動することもあります。なお、この出動については消防テレホンサービス(☎2438383)(☎2438383)で、火災の問い合わせと同様に知



尊い命を救うドクターヘリ

いち早く病院へ搬送

ることができません。

くわしくは市消防本部警防課(☎20-1592)へ。

消防緊急通信指令システム

より早く、より確実に

市消防本部では、4月1日から最新の通信指令システムを運用開始します。新しいシステムでは、1、受信と同時に電話番号から通報場所をすばやく検索できるようになり、消防車・救急車の現場到着時間が短縮します。2、外国人からの通報に備えて、5カ国語(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語)の音声合成ソフトを開発しました。3、FAXによる119番通報を受信できるようになりました。火災が救急が、発生場所、氏名などを書いて送信してください。みなさんの安全な暮らしを守るために、消防・救急体制が強化されました。くわしくは広報なりた4月1日号でお知らせします。

くわしくは市消防本部通信指令課(☎20-1593)へ。

避難場所の指定解除

久住中学校が移転のために

避難場所として指定されていた久住中学校(土室827)は、移転に伴い3月31日をもって、避難

市町村合併

ご意見をお寄せください

最近、新聞・テレビで「市町村合併」についての報道をよく見かけます。地方の時代といわれる久住市町村を取り巻く環境は大きく変化しています。そこで、わたしたちにとのりな関係があるのか企画課に聞いてみました。

Q 合併するってどんなこと?

A いくつかの市町村が集まって、ひとつの大きな市(または町村)になることです。文化会館やスポーツ施設などの公共施設を効率的に整備したり、運営したりできるようになります。

また、小さな市町村ではこれまでできなかった行政サービスの向上が可能となります。

Q 合併はどんな手続きから始まるのですか?

場所の指定が解除されますので、ご注意ください。

久住地区内の避難場所は、久住第一小学校、久住第二小学校、勤労者体育センターとなります。

くわしくは総務課防災対策室(☎20-1510)へ。

A まず、合併協議会というものを設置することから始まります。合併協議会は市町村が設置する方法と、住民からの提案で設置する方法があります。後者の場合、協議会の設置を請求するためには有権者の5分の1以上の署名が必要です。

合併問題は地域の将来について考えるきっかけの一つになります。みなさんのご意見をお寄せください。

市町村合併についてのご意見は、企画課事務管理室(☎20-1500・〒286-8585 花崎町760)で受け付けています。

FAXやEメールでも受け付けていますのでご利用ください。

FAX = 24-1006

Eメール = webadmin@city.narita.chiba.jp.

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

不動産相談 19日(火)10時～正午

税務相談 19日(火)10時～3時

外国人相談

28日(木)1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

26日(火)9時～4時

市民よろず相談 16日(土)1時～4時

会場JA成田市サンポップ2階会議室(寺台)

工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 4月11日(木)10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 4月4日(木)9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月)10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

高齢者の居住を支援

高齢化社会に向けて 暮らしやすい住宅づくりを

わが国では、2015年になると国民の4人に1人が60歳以上となり、本格的な高齢化社会に突入すると見込まれています。

また、総世帯のうち4割が高齢者を含む世帯になるとともに、1人暮らしや高齢夫婦世帯が大幅に増加すると考えられます。

わたしたちが暮らす住宅は、手すりの設置、段差の解消、車いすの通れる広い廊下幅の確保といったバリアフリー化が遅れているのが現状です。

そこで、昨年「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定さ

れました。主な内容は次のとおりです。

高齢者に対する支援

持ち家をバリアフリー化する場

合、住宅金融公庫の「高齢者向け返済特別制度」が利用できます。

この制度では、高齢者居住支援センターが債務保証をして、最大500万円まで融資を受けることができます。生存時は利子のみを返済し、死亡時に住宅資産などで元金を一括償還するものです。

賃貸住宅専業主主に対する支援

バリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅を建設したり、既存

の住宅を高齢者向けの賃貸住宅にリフォームしたりする場合、国

バリアフリー改良

手すりの設置
・湯舟は広く、まわりに手すりを設置



段差の解消
・部屋と部屋または廊下と部屋との段差をなくす



や地方公共団体から補助金や税制上の優遇措置を受けることができます。

くわしくは県住宅課住宅計画班
(☎043-2223 3226)
または、高齢者居住支援センタ
ー(☎03-3206 5323)へ。

老人保健

こんなときには 届け出を忘れずに

70歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)になると医療については、老人保健で受診するようになります。次のような場合には、健康保険証などの必要書類を持って保険年金課に届け出てください。70歳になったら市から手続き

の案内が届く)…健康保険証

○ 転入してきたとき…健康保険証

○ 転出するとき…健康手帳(老人

医療受給者証)

○ 死亡したとき…健康手帳(老人

医療受給者証)

○ 市内で住所が変わったとき…健

康手帳(老人医療受給者証)

○ 医療保険の変更およびその失

健康保険証、健康手帳(老人医

療受給者証)

○ 65歳以上で寝たきりなどになっ

たとき…印かん・健康保険証

と、身体障害者手帳、国民年金

証書、診断書のいずれかの書類

○ 生活保護を受けるとき…印かん・

健康手帳(老人医療受給者証)

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。